

市町村子ども・子育て支援事業計画について（案）

1 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村は、国の示す基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など法律に基づく業務の円滑な実施に関する「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」という）を定めることとされている。

なお、事業計画策定にあたっては、住民のこども・子育てにかかるニーズ（現在の利用状況に加え利用希望を踏まえたニーズ）を把握することが求められている。

2 盛り込むべき事項

（必須記載事項）

- ・区域の設定
- ・各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期。
- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期
- ・幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び体制の確保の内容

（任意記載事項）

- ・産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- ・都道府県が行う事業との連携方策
- ・職業生活と家庭生活との両立に関すること

3 本市における事業計画の位置づけ（案）

現行の大阪市次世代育成支援行動計画（後期計画：平成22年度から26年度）は、次世代育成支援対策推進法の趣旨をふまえ、こどもや青少年（0歳から30歳代）及び子育て家庭への支援を中心に、こどもや青少年の育成に深く関わる制度改正や新たな枠組みづくりをふまえ、包括的な視野に立った総合的な次世代育成支援施策を推進することとしている。

新たに策定する「子ども・子育て支援事業計画」については、今後、国から示される基本指針に基づき、給付の事業量の見込みやその確保方策などに加え、現行の次世代育成支援行動計画策定の趣旨や理念を引きついだ計画として策定する。

4 策定スケジュール（案）

平成25年10月ごろ	ニーズ調査の実施
平成26年1月	事業計画の検討開始
4月ごろ	計画素案の確定 （パブコメ）
平成27年3月ごろ	事業計画の策定

本市における子ども・子育て支援事業計画にかかる ニーズ等調査の実施について（素案）

1 調査の目的

子ども・子育て支援法に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年 4 月から 5 年間）作成の基礎資料とするため、子育て世帯のニーズや意識等を把握するための調査を実施する。あわせて青少年・若者の意識調査も実施する。

2 調査対象

就学前児童（0～5歳児）の保護者	24,000人
就学児童（小学1年～4年生）の保護者	10,000人
青少年・若者（15歳～39歳）意識調査	8,000人

3 調査内容

調整中

4 実施方法

（1）調査票の配付・回収

住民基本台帳等から無作為抽出した児童の保護者又は市民に郵送で調査票を配付し、郵送で回収を行う。

（2）期間

平成 25 年 9 月下旬～10 月を予定

調査結果は、ホームページにて公表を予定

5 担当

こども青少年局企画部総務課企画グループ

電話：06-6208-8153 FAX：06-6202-7020